

公認資格について

公益財団法人 全日本弓道連盟（以下「全弓連」という）は平成25年4月4日開催の臨時評議員会において承認された「改革大綱」によって、基本的事業（昇段審査・各種講習会・各種競技大会）を公平・公正に運営するため、審査会、指導講習会・研修会、競技会を、公認資格を有する委員により正しい運営が行なえるよう、制度化することにしました。

なお、制定した規程類は平成28年6月2日 第1回理事会において承認決定され、同年6月23日開催の定時評議員会に提示しております。

この制度の名称を「審査委員・審判委員・講師 公認資格認定制度」と称し、要点は以下のとおりです。

《要点》

- ・公認資格の区分は中央委員と地方委員の二区分とする。
- ・全弓連の公認資格は日本体育協会の認定する「公認スポーツ弓道指導者」等とリンク（連結）することとした。
- ・資格の保有期間は有効期限付きとして更新出来ることとした。
- ・資格の認定機関は、中央委員は全弓連とし、地方委員は各地連とする。
- ・認定方法は「公認資格認定講習会」とし、各種講習会・研修会の日程内に組み込み進める。
- ・日本体育協会の資格（指導員・上級指導員・コーチ）は日本体育協会が認定する。
- ・公認資格保有者の管理は別に定める「名簿」による。
- ・制度の施行

施行の周知と準備・体制整備期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

施行日 平成30年4月1日

<その他>

平成30年度の各種事業で公認資格が必要な部署の要員は、この制度により「名簿」に登録された認定委員が行うこととする。

上記の要点を別紙の「審査委員・審判委員・講師公認資格認定規程の概要」に示す。

- 付則
- 1 日体協公認弓道指導者資格の保有については、本規定施行日において満70歳以上のものは免除する。
 - 2 日体協公認弓道指導者資格の取得については、会長の承認を得て平成32年度末日まで猶予することができる。
 - 3 この規定は平成28年6月2日制定し、平成29年度に体制を整え、平成30年度から施行する。
 - 4 平成28年11月29日一部修正

制度の説明・規定等は公認資格認定規定の詳細は、地方委員各資格認定講習会で説明する。

審査委員・審判委員・講師公認資格認定規定の概要

	中央委員資格			地方委員資格		
委員区分	審査委員	審判委員	講師	審査委員	審判委員	講師
担当範囲	全ての審査会	全ての競技会	全ての講習会	連合、地方審査会 (例外あり:注1)	連合会、地連大会 (例外あり:注2)	連合会、地連講習会 (例外あり:注3)
対象者	教士八段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	教士八段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	教士八段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	称号受有者で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	五段以上で 日体協公認弓道指 導者資格保有者	称号受有者で 日体協公認弓道指 導者資格保有者
年齢	原則80歳まで			年齢制限なし		
全弓連監事の 兼職禁止	投票権のある 審査委員不可	採点・投票権のある 審判委員は不可	役職による制限なし	役職による制限なし		
資格認定講習会 資格更新講習会	主任講師研修会、講師研修会を充てる			地連主管委員認定講習会、 地区指導者講習会、指導者育成講習会、伝達講習会		
講習項目 試験項目	審査委員 : ①審査関係規定等 ②公平・公正な審査能力					
	審判委員 : ①競技関係規則等 ②公平・公正な審判能力					
	講師 : ①関係規定・規則等 ②指導力					
	共通内容 : ①救急救命処置及び安全・事故防止 ②法令遵守の知識					
資格有効期間 及び更新	有効期間1年			有効期間3年		
名簿の登録・管理	全弓連			地連		

(注1)ただし、会長から委嘱があるときは、五段以下の審査を行う中央審査会の審査委員を担当出来る。

(注2)ただし、会長から委嘱があるときは、国民体育大会、全日本勤労者弓道選手権大会等、全弓連主催大会の審判委員を担当出来る。

(注3)ただし、会長から委嘱があるときは、全弓連主催中央講習会の補助講師を担当出来る。

◎ 日体協公認弓道指導員資格希望者は以下の方法で弓道指導員資格を取得できます。

1. 五段以下(ただし、弐段以上) 公認指導員養成講習会を受講し取得可
2. 五段取得後4年以上の者 公認指導員養成講習会を受講を受講し取得可
専門科目免除講習会(五段伝達講習会)で取得可
3. 錬士取得後4年以上の者 公認指導員養成講習会を受講を受講し取得可
(教士・範士取得者含) 専門科目免除講習会(錬士伝達講習会)で取得
ただし、教士取得者は県伝達講習会で取得

◎ 地方委員資格(審査委員・審判委員・講師)認定について

1. 五段以上の者 公認資格講習会(五段伝達講習会)を受講し
地方委員資格(審判委員資格)を認定
ただし、日体協公認弓道指導員資格を平成32年度末までに取得のこと
平成30年3月末において満70歳以上のものは免除する。
2. 称号受有者 錬士は公認資格講習会(錬士伝達講習会)を受講し
(ただし、教士取得者は県伝達講習会で取得)
地方委員資格(審査委員・審判委員・講師)を認定
ただし、日体協公認弓道指導員資格を平成32年度末までに取得のこと
平成30年3月末において満70歳以上のものは免除する。